

平成 28 年度決算特別委員会会議録 聞き書き

質問日 平成 29 年 10 月 10 日 (火)

質問者 しの木和良議員 (公明党・県民会議)



【しの木和良】

地域創生について、代表質問でも質問をさせていただいたが、自然増対策、社会増対策等の三つの項目、目標を通して、少し具体的に質問させていただきたいと思う。

1) まず、**地域創生戦略における自然増対策**について、お伺いさせていただく。

兵庫県地域創生戦略の平成 28 年度実施状況報告書が提出された。

地域創生戦略では、2060 年の県人口 450 万人をめざすため、自然増対策としては、平成 27 年から 31 年までの 5 年間で 22 万人の出生数を確保することが目標とされ、平成 27 年と 28 年の 2 年間実績が 8 万 8,838 人であったので、目標を上回る結果となった。

しかしながら、一方で平成 22 年からの出生数を見てみると、毎年着実に単年の出生数は減少し続けており、若年人口の減少傾向と合わせて見ると、残る戦略期間の目標達成は非常におぼつかない状況である。

県では、目標とする出生数確保の方策として、若者の婚姻率が約 50%から 60%と低いことから、ひょうご出会いサポート事業を行い、出会い・結婚への支

援を積極的に実施している。また、乳児家庭全戸訪問事業や子育て世代包括支援センター設置、特定不妊治療費助成事業、就学前の教育・保育への支援事業など、子育て支援にも積極的に取り組んでいるところである。さらに、仕事と育児の両立やコミュニティ・ビジネス等への支援など、多様な働き方の創出に向けた取り組みも行っている。

それでも、これからの出生数目標の確保は難しい状況ではないかと思う。

出生数や出生率に影響を与える大きな要因は、一つには、婚姻率の低下だと考えられる。しかし、2015年に実施された国立社会保障・人口問題研究所の「結婚と出産に関する全国調査」によると、夫婦の完結出生児数は、1972年から2002年の30年間で約2.2人とほぼかわっていないのに比べて、2005年からは減少が始まり、2010年に初めて2人を割り、直近の2015年には1.94人となった。

また、夫婦の出生子供数の分布を見ると、3人以上の子供がある夫婦が減少し、2人未満の子供しか持たない夫婦が増加している。

同調査によれば、理想の子供数を3人以上としている夫婦が、理想どおりの子供を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」を挙げている夫婦が約70%、「高年齢で産むのが嫌だから」を挙げている夫婦が約40%と上位を占めている。

これらのことは、単に婚姻率の上昇だけでは出生数が伸びない可能性を示唆しており、出会いサポート事業をより強力に推進することと併せて、女性が経済力をつけられるサポートや、働く場合の育児サポートのより一層の推進、多子世帯の幼児教育から大学までの教育費の軽減対策の強化などに取り組むことが必要ではないかと考えるがいかがか。

地域創生戦略における自然増対策の現状と今後の展開について、当局のご所見をお伺いする。

#### 【政策創生部長（山口最丈）】

地域創生戦略における自然増対策についてお答えをする。

平成27年から平成28年までの累計出生数は、8万8,838人と目標とする8万8,000人を上回り、合計特殊出生率も近畿府県の中で0.01ポイントではあるが、唯一上昇をしたところである。しかし、平成28年の単年の出生数では前年より減少しているところであり、依然として減少傾向が続いているところである。

婚外子の割合が低い我が国においては、出生率の向上には婚姻率の上昇が不可欠であるため、ビッグデータを活用した、お勧め機能を付加した新システム導入や、20歳代の会員の登録手数料引き下げを行ったところであり、出会い・結婚支援を強化しているところである。

また、ご指摘のように、3人以上の子供がある夫婦の減少は、晩婚化の進行も一因と考えられるなど、単に婚姻率の上昇のみでは、出生数増加は図れないと考えている。このため、高校生のキャリア教育推進や就職活動前からのライフプランを考慮したキャリアプランニ

ングの取り組み支援を行うとともに、若者の雇用の安定化促進のため、中小企業における正社員転換・処遇改善やニート等の就労支援にも取り組んでいるところである。

併せて、多子型の出産・子育てが可能な環境づくりに向けて、仕事と育児の両立に向けたワークライフバランスの推進を図るほか、保育所等の新增設、保育人材の確保対策を強化し、保育の受け皿の拡大にも積極的に取り組んでいく。

また、教育費の軽減対策については、県独自の保育所・幼稚園の保育料軽減を引き続き実施するとともに、私立高校教育費のさらなる軽減については、国が行っている就学支援金制度の検証・見直しの状況や経常費補助とのバランスも十分に考慮しながら検討していきたいと考えている。以上である。

#### 【しの木和良】

前向きな積極的なご答弁であったというふうに思っているが、ただ、この自然増対策の現状と今後の展開ということで聞きたかったのは、やっぱり出生率が低下しているということは、未婚率が高いということであるし、夫婦の子供の数が少なくなっているというのは、やはり晩婚化の影響で少し年齢が高くなると、子供の数が少なくなるというような状況がある。もう一つは、子供・子育てにお金がかかるからというような状況もあると思うので、その辺をもう少し具体的に何らかの、今以上の対策が必要ではないかというふうに思うが、その辺についての見解だけ、もう一度お伺いしたいと思う。

#### 【政策創生部長（山口最丈）】

自然増対策に必要な課題等については、今、委員からご指摘がございましたところが、やはり非常に大きいと思う。婚姻率の上昇、そしてできるだけ早い時期に結婚していただくこと。さらには、子育てに係る費用に対する公的助成のあり方とか、そういったところであろうと思う。非常に多岐にわたっているところであり、私の所管している範囲で、全てにおいて責任ある答弁がどこまでできるかというのはあるが、例えば私が所管している出会いサポートシステムの関係についてであるが、やはりこの出会いサポートシステムを通じた婚姻率の上昇のためには、やはりこの会員数を増やしていくということが、非常に重要なのであろうと。また、男性の側から見ても、女性の側から見ても、それぞれにとって魅力のある会員を、特に増やしていくことが重要なのであろうというふうに考えている。

先ほど、システム面での改正、それから登録手数料という、やっぱり外形的なところからの取り組みについて申しあげましたけれども、もっと本質的な、このシステムにいかに多くの若い県民の方に参加していただくかということが、特に必要だと思うので、来年度からと言わずに今年度からいろいろなところに声かけをし、少しでも多くのよい会員の方が増えていくように、努力をしていきたいと思っているところである。以上である。

#### 【しの木和良】

ぜひ、より積極的に展開をしていただきたいと思います。併せてもう一つ、非常に言いにくいことで、この場で言っているのかどうかちょっと迷いながらであるが、晩婚化対策と、女性にこれを申し上げるのは非常に難しいことだなとは思いますが、このやはり未婚化・晩婚化、特

に女性の未婚化・晩婚化ということが、この出生率・出生数の減少に大きな影響を持っているということもあるので、直接的には女性の方にこれは言えないかも知れないが、県民にそういうことを、総括的に理解していただくような広報戦略というか、そういうような、いわゆるできるだけ結婚をしましよというような啓発広報みたいなことを、定例的に流していただければなというふうに思うので、要望として次に進ませていただく。

次に、**社会増対策としての地域再生大作戦**についてである。

兵庫県地域創生戦略では、兵庫県からの転出超過を段階的に解消するため、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間で 2 万 5,700 人の人口流入増加を図ることとされている。しかし、現実には平成 28 年度末現在で 1 万 4,196 人の転出超過となっており、目標を達成するためには、残り 3 年間で約 4 万人の流入増を図らなければならなくなっている。

社会増対策として、個性あふれる「ふるさと兵庫」をつくることが基本目標の一つとして挙げられ、そのための事業の一つとして多自然地域の再生を促進する地域再生大作戦がある。

この地域再生大作戦は、過疎化や高齢化の進展により地域の活力が失われつつある多自然地域で、にぎわい創造や活性化、農業振興、定住を促進する自主的・主体的な取り組みを総合的に支援するもので、地域創生が言われる前から実施されており、改めて地域創生戦略に位置づけられたものである。

具体的には、まず集落活動が維持・継続するための取り組みができるように、さまざまな意見が出てくるような集会運営のためのアドバイザーの支援を行う「集落再生支援事業」、地域が自主的に企画・提案する地域活性化活動や遊休施設を活用した稼ぐ仕組みづくりを構築する取り組みに対してソフト・ハード面から支援する「「がんばる地域」交流・自立支援事業」、リーダー人材の育成などを行う「ひょうご地域再生塾」などが行われている。

そして、篠山市雲部地区のように、コミュニティカフェや農産物直売所が評判となり、年間 1 万人以上の人を訪れるような成功事例も出てきている。

この地域再生大作戦も地域創生戦略の K P I の評価がされており、外部からの交流人口が目標を上回ったから A 評価であるとか、集落再生に対する支援実施地区数が目標より下回ったから C 評価となっている。

しかし、地域再生大作戦は、地域創生戦略の人口の社会増対策に対する直接的な評価にはつながるようなものではないのではないか。もともとの過疎・高齢化対策の「地域再生大作戦」としては、地域の再生に貢献している事業ということができものであり、それをあえて地域創生戦略の中で評価すべき事業に位置づける必要があるのかと考えるが、当局のご所見をお伺いする。

【地域交流室長（工藤学）】

社会増対策についての地域再生大作戦についてのご質問にお答えする。

地域再生大作戦では、人口減少、高齢化の進行、地域間格差の拡大など、都市部に先んじて現れる課題に対し、多自然地域の再生や都市部など外部との交流促進、ふるさとづくりに関わる人づくりなど、全国に先駆けた取り組みを展開してきた。

これまでの取り組みにより、地域に夢と希望を生み出し、自信と誇りを抱いた人々が魅力を内外に発信し、それが契機となり新たな人の流入が起き、移住・定住につながる事例も出てきたところである。この点において、地域再生大作戦の取り組みというのは、人口の社会増対策としても有効であると考えている。

ご指摘の社会増対策の評価事業の位置づけについては、社会増減の要因が地域によって異なり、また、複数の要因が複雑に関連するものであることから、取り組みの全てが社会増に直結するというところまでは言い難いところではあるが、地域の不断の取り組みにより地域の魅力を高めることが、新しい移住・定住を促進するという点において、人口動態のプラス要素として社会増の評価事業として位置づけているところである。

今後も社会増に直結する「戦略的移住推進モデル事業」や「地域おこし協力隊起業化モデル事業」を初めとする「地域再生大作戦」を活用した地域の取り組みをしっかりと支援していきたちと考えている。

#### 【しの木和良】

ご答弁いただいた内容については、そのとおりだなと思うし、社会増対策として、全く影響がないということも申し上げているのではなく、いわゆる過疎地域対策というようなことで、人口が余りにも急激に減少してしまったがために、地域の運営が成り立たなくなってきたようなところに対して、いわゆるそういう過疎化対策に対して、地域再生大作戦ということをやっておられると思う。それは、もうこれ以上、集落が運営することができなくなってしまうという、防御的な事業でないかなというふうに思う。地域創生というのは、今あるその集落が、だんだんと出生率が低くなって、そして若者が減少していった、その過疎地域と同じようなことにならないために、それを食い止めるという、どちらかというところ攻撃的な、人口をできるだけ減るのを抑制したい。また、うまくいけば増加の方向に持っていきたいという、人口が減少してもにぎやかな社会というのは、結局そういうことではないかなと思う。だから、事業としては消極的な事業と積極的な事業で、少し違うような気がする。あえてその地域創生戦略の中に入れてすることではないのかなというふうに思っているので、また、検討いただければと思うので、よろしく願います。

次に、最後に人口減少を抑制し、地域の活力を維持する事業に絞り込んだ**地域創生戦略の目標設定と評価**についてお伺いする。

兵庫県の人口が減少していく大きな要素としては、出生率・出生数の減少と20代の転出超過であることは、幾度となく指摘されている。

しかし、日本の縮図と言われる広大な兵庫県では、必ずしもその要素の発生する背景は同じとは言えず、それぞれの地域によって異なっていると思う。阪神南東部地域では、高度経済成長期の大都市部への人口集中により、都市部で収容し切れなくなった人口を受け入れ

る形で、大都市周辺の自治体が住宅都市としての機能を分担し、発展を遂げてきた。それが出生率の低下で、若者人口が減少傾向となり、都市部の住宅機能が回復してきたことで、職住近接を選ぶ生産世代が都市部へ移動し、従前とは逆の現象が生じて周辺自治体の空洞化が生じ始めているということではないかと考える。

また、先ほど質問をした地域再生大作戦が行われている中山間地域では、過疎化による地域再生の必要性が生じてきているところであるし、県南部の都市部では、まさに進学や就職世代の転出入が繰り返されているところで、その部分では、今の自然増対策や社会増対策の代表的な事例が適合するものと考ええる。

このような、地域それぞれの背景に応じた的確な処方箋を市町とも連携の上、施策としてまとめ直し、地域創生に直接的な影響を及ぼす施策のK P Iで評価するべきではないか。

例えば、先の地域再生大作戦などは、地域創生には、間接的に影響を及ぼすもので、地域創生の枝となる施策としての評価をしていくべきだと思う。

全くこれまでと異なる社会変化が生じてきているのであれば、その変化に対応する施策、例えば、兵庫県の出生率を他府県より飛躍的に向上させるような新たな対応策を打ち出した上で目標を設定し、事業が地域創生にどのような貢献を果たしているか、県民にも見えやすい評価を行うべきだと考えるが、当局のご所見を伺う。

【地域創生課長（今井良広）】

地域創生戦略の平成28年度の実施状況報告では、自然増対策、社会増対策、地域の元気づくりの三つの戦略目標に関連する総括K P I等の達成状況を示しつつ、その目標に対する評価を定量的、定性的に行っている。

具体的には、自然増対策では、特に関連性の高い出生率や婚姻率、社会増対策ではU J Iターン就職者数や、県の施策による仕事の創出数、また、地域の元気づくりでは、企業立地件数や、県内企業の海外進出数等のK P Iに言及することで、三つの戦略目標の達成状況の評価を示したところである。

しかしながら、委員ご指摘のとおり、三つの戦略目標と個々の施策の総括K P Iとの関連性の示し方については、さまざまな検討の余地があると考えている。

本会議で知事が答弁したとおり、今後、戦略目標の総合的評価の手法を見直し、評価の結果を施策に反映するP D C Aサイクルのあり方を再検討していくこととしている。

この検討に当たっては、県が設置している地域創生戦略会議の有識者で構成する企画委員会において、三つの戦略目標とより密接に結びついた新たな社会指標の設定や、県・市町施策の総合的検証のための統合指標の設定、アウトプット指標からアウトカム指標への転換、関連指標のパッケージ化による複合評価の導入などを検討していきたいと考えている。そして、その結果を踏まえて、次年度アクション・プランにおいて、施策の戦略目標への効果をより把握しやすい評価体系を示していきたいと考えているので、よろしく願います。

【しの木和良】

ありがとうございます。

今後の検討に当たり、ぜひ、考慮に入れていただきたいのが、県民の中に地域創生施策とは何だろうというのが、なかなか浸透してっていないように思う。

子育て支援、いわゆる授業料の軽減であるとか、保育料の軽減であるとか、そういうことについても、地域創生戦略そのものだが、しかしながら県民の中には、あくまでも子育て支援である、保育料が安くなる、授業料が安くなるという、それが目的・目標であって、その結果として兵庫県の地域創生に役立つものだということがなかなか理解できない。それは、今、入れておられるK P I対象事業が 701 事業もあって、余りにも多過ぎるんじゃないかなど。それをまとめても、70 事業というようなことなので、できるだけ県民の目から見て、これが兵庫県の地域創生施策なんだと、そういうことができるだけ分かるような事業をまとめていただければというふうに思うので、考慮いただければと思う。以上をもって、質問を終わらせていただく。ありがとうございました。

平成 28 年度決算特別委員会会議録 聞き書き

質問日 平成 29 年 10 月 13 日(木)

質問者 しの木和良議員(公明党・県民会議)



【しの木和良】

おはようございます。

公明党・県民会議のしの木和良である。今から質問をさせていただく分については、大豊委員とすれすれのところ、またはがっぷりとかぶってしまうところもあるが、よく4番バッターの方が言われているが、私、2番バッターであるので、バントを駆使したり足を使って、こちょこちょとすり抜けていきたいと思うので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず、**野菜等園芸作物の生産拡大**について、お伺いをする。

農業を承継する者が著しく減少し、近郊に雇用の場のある都市部周辺地域では、農家に同居しながらも農業に従事しない者が増え、このままでは農地の宅地化や原野化が急速に進むことが懸念されている。

兵庫県では、県産野菜の安定的かつ計画的な供給を確保するため、野菜指定産地の育成・充実を基本に、都市近郊に立地する強みを生かしながら、多様なニーズに対応できる産地の育成を目指している。

特に、施設等の整備を促進するなど、鮮度等に優れた高品質な葉物野菜や、イチゴ・トマトなどの施設野菜の生産拡大を推進しているところである。

中でも、平成27年7月、加西市に整備された軒高6メートルの温室で、温度、湿度、二酸化炭素濃度などを植物の生育に適した環境に制御することによって、高品質な農産物を周年安定生産できる大規模施設園芸団地では、生産性が大幅に向上していると伺っている。

この団地の運営を通じて、新たな農業ビジネスモデルを構築し、兵庫県の次世代の農業を担う人材育成や実証成果の県内への普及拡大に取り組み、競争力ある施設園芸の推進を図ろうとされている。

施設園芸は、小さい面積で収益を上げることが可能で、また、多様な品目栽培をすることができる。農水省の平成27年営農類型別経営統計によると、施設野菜の10アール当たりの所得は115万7,000円であり、露地野菜の22万円、稲作の1万7,000円と比べても収益性が非常に高く、これは露地野菜の5.3倍、稲作の68.1倍と高収入となっている。

このことから、より精力的に都市近郊の立地を生かし、生産性・収益性の高い施設園芸の推進を図り、労力に見合う収益があることを後継者に示していくべきではないだろうか。

そこで、県としては、野菜産地の育成や施設野菜の生産拡大、また、次世代施設園芸をどのように進めようとしているのか、ご所見をお伺いする。



### 【農産園芸課長（多田勝利）】

野菜生産においては、都市近郊の立地を生かし、産地の状況に応じ収益性の高い品目による生産を進め、面積や出荷量の基準を満たす産地を国及び県野菜指定産地として育成を図っている。

ハウス等で栽培する施設野菜については、気象に左右されにくく安定した生産が可能なことから、国・県の補助事業を活用し、施設や暖房機等の整備に係る投資の負担軽減を図っているところである。

また、先進技術として植物の生育に必要な温度、湿度、二酸化炭素濃度等の最適化を図る環境制御技術を導入したトマト生産、県育成新品種や県開発の光防除システムを導入したイチゴ生産など、収益性及び品質に優れた野菜の生産拡大に取り組んでいるところである。

露地野菜のタマネギやキャベツなどは、高齢化等による労働力確保が現在課題となっている。そのため、機械化による省力化を進めている。また、専業農家、新規就農者に加え、集落営農組織やJA出資法人等の生産者の確保、育成を行い、生産拡大も図っているところである。

今後は、これらの取組に加え、加西市に整備した次世代施設園芸団地で得られた環境制御技術の一つには既存温室への導入、二つには、経営規模に応じた新たな施設整備を推進し、野菜の生産振興と農家の経営力向上を図っていく。ご指導をよろしく願います。

### 【しの木和良】

投資の負担軽減や収益・生産拡大等に取り組みまれて、機械化による省力化も進めるということと併せて、加西市の次世代施設園芸、こういうものを既存のハウスものに適用できないかということを進めていただいているということであるが、先ほど申し上げたように、非常に高収益が得られる施設園芸であるが、稲作に比べると本当に10倍以上、100倍以上という収益が得られるにもかかわらず、県が進めようとされている施設園芸が進んでいない。そういう状況があり、私も知り合い等、後援会の方々にもお聞きしたりするが、一つには、自分たちがそういうところに投資をしていったところで後継の者が跡を継いでくれるかどうか分からないということもあるし、どうしても、もう一つは稲作農地というところ、耕地というところに執着をされていると。それも後継者がいないから、今の担い手の年齢の方々、そういうところから耕地に執着をされるというところがあるのではないかと思うわけである。どちらかという、その生産者の方に今の施設園芸を受け入れようとする面がないのかと思うが、その点はどう受け取っておられるか、もう一度伺います。

【農産園芸課長（多田勝利）】

委員ご指摘の既存農家に施設園芸を勧めるに当たっての課題というご質問をいただいたと思っている。

稲作農家は、年間の稲を作る労働時間は40時間から50時間と言われている。それに比べて、野菜の生産というのは、例えば都市近郊であれば、コマツナ、ホウレンソウなどを年6回も7回も作る。そういうことになると、労働力に耐えられないという課題がある。そういうことで、ひとつ進んでいない。もう一つは、委員ご指摘のハウスなどの設備投資、そちらの課題が大きいと思っている。

そのような中で、本県としては、設備投資については国・県の補助事業を通じた負担軽減を図っている。もう一つの稲作などから施設園芸への転換については、きっちりした経営モデルを示しながら進めていくのと併せて、例えば稲作を止めて集落営農に農地を預けたことになれば、集落営農において野菜生産を、例えばタマネギ、キャベツなどの野菜生産を進めていくということを含めながら将来は施設園芸に進んでいただきたいという方向性を持って、今、推進しているところである。

【しの木和良】

ぜひとも都市近郊の利点を生かした兵庫の農業、これを効率性のある、できるだけ施設園芸で高収入が得られる方法を浸透させていただいて、後継者が兼業でもいいからついてこれるという状況を作り出していただきたいと思う。

次に、農地の集積・集約化と生産性・収益性の向上について伺いをする。

県では、生産性を高め競争力を強化するため、農地中間管理事業として、農地の集積・集約化を進めている。県下約7万5,000ヘクタールの耕地のうち、2万5,000ヘクタールをその目標としているが、3年を経過して2,959ヘクタールと進んでいない。先ほどもこの議論がされたところである。

集積・集約がなかなか進まないことに関しては、さきの質問で議論されたところでもあるが、他方で、規模拡大したものの地勢や地形から一段の農地には整備しづらく、単に経営規模が大きくなっている状況もあると伺っている。

聞くところによると、一集落が谷あいには有する全農地17ヘクタールを一人の担い手で生

産・経営して初めて採算のとれる生産性が確保できるということでもある。

そこで、一人の担い手に集積・集約する耕地面積の目標を県ではどのように設定されているのか、また段差の大きい農地を集積・集約しても、平地に比べ機械による効率的な農業が困難と思われるが、集積・集約の大きな目的の一つ効率性について、どのように達成されようとしているのか、農業の持続的発展に向けた農地の集積・集約による生産性・効率性の向上への取組について、ご所見をお伺いする。

【農業経営課長（近藤謙介）】

農地の集積についてであるが、担い手一人当たりの集積・集約化の面積目標ということで、まずお答えさせていただきたいと思うが、これについては、担い手の経営内容や担い手の置かれた地域の状況、こういったものにより、非常に必要となる農地の規模や営農条件等が変わってくる。このため、一律にこの担い手一人当たり幾ら面積を集積しなければいけないといった形で目標設定することはしていない。

担い手にとって必要なのは所得であるので、例えばひょうご農林水産ビジョン 2025 などにおいては、所得の確保という観点から、さまざまな品目を組み合わせた経営モデルを紹介をさせていただいている。また、担い手に対しては、個別に適切な規模拡大に向けた指導・助言を行っているところである。

次に、効率性の確保という点についてお答えする。

効率性の確保という意味では、農地を集約してお渡しをするというのが重要であるが、まず担い手に集約をするためには、農地をまずたくさん集めていく必要がある。このため、農地の出し手に対して農地を出してもらおうようにPRを進めているところである。

続いて、委員のご指摘にあったように、条件の悪い農地についての集積・集約であるが、農地中間管理事業により、条件不利農地を借り受けた場合にコストを支援するという形の事業として条件不利農地集積奨励事業という事業があり、こちらにより優良農地との生産コストの格差の是正を図っている。

また、本年成立した改正土地改良法、これに基づく新たな機構関連土地改良事業も、今後、活用支援に入れながら、条件不利地域での農業の基盤整備をしっかり図っていきたいと考えている。

今後とも関係機関と連携し、優良農地のみならず、条件不利農地においても、農業経営の効率性・生産性の向上を図るという観点で、しっかり環境整備を推進していきたいと思う。よろしく願います。

#### 【しの木和良】

質問の中に多くの質問内容が含まれていたように思う。たくさんのそれぞれの質問にお答えいただいたこと、感謝する。

その中で、それぞれもう一度お伺いしたいが、農業経営の内容がそれぞれ違うので一律に集積・集約の面積がどれぐらいが妥当と考えるということとは言えないことは理解させていただくが、具体的に例えばであるが、稲作だったらどれぐらいの集積・集約を目標として、その担い手にどれだけの収益が上がるようなことを考えているか、また野菜物であれば、どれぐらいの規模で、どれぐらいの収入が上がるように考えているか、例でも結構であるので具体的にお答えいただきたいと思う。

#### 【農業経営課長（近藤謙介）】

稲作単独ということであると、委員のご指摘内容にもあったように、17ヘクタールという言葉をいただいた。大体、集積が5ヘクタール以上になると平均的なこしひかり、値段も変動するが、大体労働費も入れてプラスになるということである。5ヘクタールだとプラスになるが、その労賃の分、形態としてはプラスマイナスはゼロで、労賃の分、自分が仕事をした分はお金は当然出るが、それが大体130万円ぐらいになる。なので17ヘクタールというのは、5ヘクタールで130万円程度であるので、その17ヘクタールあれば他産業並みの収入である500万円から600万円、これを達成していくことが可能だと考えている。

ただ、米作の単独の経営ではなくて、現在、農林水産ビジョン2025で示している一つの目安であるが、例えば個別経営体で農地実面積2ヘクタールを用いて、水稻は食用米とWC S 餌米であるが、根元から刈り取って、そのままロールして餌にするものであるがこれを組み合わせて2ヘクタール、また、野菜はそのWC S等が終わった後に作付けるレタス、キャベツ、白菜、タマネギ等を複合させて4ヘクタールの回転経営をし、一つの考え方であるが、粗収益2,000万円、所得900万円、こうした実態も示している。野菜については、本当に千差万別であり、種類によっては非常に収入が変わってくるので、一つずつ、ここでご紹介させていただくのは、また別の機会にさせていただきたいと思うが、こういったケースを紹介させていただいているところである。よろしく願います。

【しの木和良】

ありがとうございます。

集積する面積、今、おっしゃっていただいた例の面積によっても、それぞれ一団として整備ができる、ほ場整備等ができる状況と、ただ一つ一つの一反、一反とかという形で集まっただけの農地を1人でやっているのでは収益性が異なってくると思う。

そこで、もう一点、先ほど効率性について、要は、今、集めるんだと、効率性を図るためにも集めるんだということをおっしゃったが、効率性というのは、先ほど言った中でも、集めた農地を一段の農地にして、そして、そこに機械を導入できて省力化も進めていくという状況にしないことにはいけないんじゃないかと思うが、その点についてのお考えを、多分、兵庫の中ではなかなかそういう農地が見つからないんじゃないかなというふうに思うが、その点についてのお考えをお伺いする。

【農業経営課長（近藤謙介）】

効率性ということであるが、委員ご指摘のとおり、やはり兵庫県、中山間地が多くて、山あいの地域がある。そうした中で、なかなか一つの機械で行き来できるような農地というのも限られているが、やはりそういった農地でも整備をしないとしないのでは全く生産性が違うので、今回、まさに今年成立をした改正土地改良法で施行が秋からであるが、実質的には予算が付くのは来年からだと思う。こうした新しい事業、この事業は今までの県営事業よりも少ない面積で整備ができることになっている。そういった意味では、面積がなかなか集まり切れない中山間地、条件不利農地が多いところでも活用を考えていくことが可能な事業だと考えている。

しかしながら、この事業については中間管理事業の活用が大前提になってくるので、集落営農組織をしっかりと法人化すれば、そういったニーズも一気に出てくるとも考えているので、こうした機会をしっかりと捉まえながら、条件不利農地が多い地域においても、しっかりと生産条件が良くなるような取組を導入していきたいと考えているので、何とぞよろしく願います。

【しの木和良】

ぜひ、県農政の熱意をもって方向性を示していただきたいと思う。

次に、**地域農業の担い手の確保・育成**についてお伺いする。

本県農業の持続的な発展を図るためには、担い手の減少をいかに食い止め、また育成していくかが重要な課題だと認識をしている。

その担い手としては、ひょうご農林水産ビジョン 2025 等に基づき、平成 37 年度までに、認定農業者 3,000 経営体、営農組織化された集落 1,500 集落、新規就農者の年間育成 400 人を目標に取り組みされている。

まず、一点目の経営体について、認定農業者は地域農業の重要な担い手と位置付けて、他産業並みの労働時間 1,800 時間、所得 540 万円程度が確保できる経営体へと育成することとして、新規就農者や人・農地プランの中心経営体などを誘導している。

しかし、目標の 3,000 経営体に対して、平成 24 年度の 2,503 経営体から平成 27 年度までは徐々に増加してきたものの、平成 28 年度には平成 24 年度よりも 16 経営体が減少した結果となっている。

また、二点目の営農組織化については、認定農業者等担い手が不足する集落では、集落営農組織の育成を図っている。その推移は、平成 24 年度の 1,023 集落から、平成 28 年度には 87 集落が増え 1,110 集落となったが、目標の 1,500 集落にはまだまだ遠い結果となっている。

三点目の新規就農者については、認定農業者や集落営農組織の担い手の現状を補足し、継承者を育成する目的で新規就農者の確保・育成を進めているところで、平成 27 年度は目標 300 人に対して 311 人と目標を達成したが、平成 28 年度は目標 400 人に対して 297 人と、目標に及ばない結果になっている。そうはいうものの、約 300 人の新規就農者が毎年着実に育成されている。

こうした中、認定農業者・集落営農組織の担い手確保の現状で、新規就農者の定着状況と農業の持続的な発展への影響力はどうか、判断しかねている。

そこで、認定農業者・集落営農組織の担い手の現状と新規就農者の動向及び兵庫の農業の担い手対策の今後の方向性についてお伺いする。

【農政環境部長（藤澤崇夫）】

高齢化が進み、第2種兼業農家の割合が多い本県農業を維持発展させるためには、認定農業者や集落営農組織、また、新規就農者などの担い手の確保・育成が極めて重要であると考えている。

認定農業者については、平成28年度減少しているが、これは高齢者が5年を一期とする経営改善計画を更新しなかったという方が多かった。5年後までなかなか見通しができないという中で今回は見送るということで、こういった方が多かった。これが、新規の認定者を上回ったことが原因と考えている。

今後は、この新規認定者の確保に向け、より多くの認定新規就農者や人・農地プランの中心経営体を新規の認定の方に誘導していきたいと考えている。

また、集落営農組織については、組織化された集落数の伸びが鈍化してきている。現在、組織化できていない多くの集落では、まとめ役がないことで話し合いが進まないことが課題となっている。

このため、集落の役員等への研修などを通じて、リーダー育成を図って組織化を進めるとともに、単独での組織化が困難だという集落については、近隣の集落営農組織への統合等を進めていくというふうに考えている。

また、既に組織化した集落についても、経営力・組織力を強化するためにも法人化を進めていく。

一方、新規就農者であるが、この新規就農者の定着状況、これについては、独立就農の場合は就農3年後の定着率が84%という数字になっている。これに対し、新規就農者の半数を占める雇用就農、こちらの方の定着率は56%と、独立就農に比べてかなり低い数字になっている。また、この数字は他産業と比べても若干低い状況になっている。

このため、雇用環境の改善など、雇用就農者の定着に向けた対策を講じていきたいと考えている。

引き続き、これらの取組を進め、地域農業の担い手の一層の確保と育成を図り、力強い農林水産業、本県農業の発展に努めていく。今後とも、ご指導よろしく願います。

【しの木和良】

ありがとうございました。

この質問をさせていただいた動機というのは、認定農業者や集落営農の担い手の方々も、ほとんどが団塊の世代前後の方々で、この方々が減少してしまうと兵庫の農業はどうかと、それに見合う、それを補足する意味で新規就農者、Uターン組みであるとか新しく農業をやりたいという方々を育成されていると認識をしているが、その新規就農者の定着状況がどうなのか、就農されてから後どうなっているのかというのは、なかなかいろんな機会で聞くことがないので、そういう意味で、ぜひとも新規就農者を今の認定農業者や集落営農の担い手の方々の跡をしっかりと継いでいける形で育成をしていただいて、そして兵庫の農業が持続していくことを心から期待をして、質問を終わらせていただく。ありがとうございました。

平成 28 年度決算特別委員会会議録 聞き書き

質問日 平成 29 年 10 月 18 日(水)

質問者 しの木和良議員(公明党・県民会議)





【しの木和良】

1) まず、初めに、**災害に強い水道づくり**について質問する。

我が国では、全国的に水道の整備が進み、国民のほとんどが安全でおいしい水を安定して利用できる状態を達成している。

しかしながら、給水人口や給水量が減少し続ける社会の到来と、東日本大震災を踏まえた水道の危機管理のあり方を抜本的に見直し、危機管理への対応を徹底することが求められている。

水道は、大規模災害時等においても、命をつなぐ時間と言われる 72 時間の応急給水ができるような配水池の整備など、さまざまな対応が進んでいると思う。

しかし、近年の大規模災害の状況を見れば、被災の事態が想定できないような被害を受ける危険性もある。

まず、水源対策であるが、水源に汚染物質が流入すれば、大規模な取水障害や断水を引き起こすおそれがある。

我が国の水道水源の多くが河川の表流水に依存しており、原水汚染の事故対応も数多く発生している。

また、東日本大震災のように、管路・構造物・設備それぞれが大きな被害を受け、長期的かつ広範囲にわたる断水が発生することもある。

本県でも、直近では丹波市での豪雨災害で、浄水場初め多くの水道施設の被災を経験したところである。

さらに、大規模かつ広範囲に被害が及ぶ災害では、水道用機材の調達に支障が生じると、断水の長期化も危惧される。

大規模災害時には、多くの経験と技術を有する人材が必要とされるが、多くの水道事業では、経営の合理化でこれまで徹底した組織人員の削減をした上、団塊の世代の大量退職もあり、大規模災害に対応できるのかが大きな不安材料になっているとも聞いている。これは、深刻な人員不足に直面している状況である。

このような状況も踏まえて、例えば、大規模災害への備えとして、企業庁を中心に広域のネットワークによる事前の準備と事後の対策を講じる検討をしておく必要があると思う。

以上を踏まえ、企業庁としての災害に強い水道づくりについて、どのような対応をしているのか、当局の所見を伺う。

#### 【水道課長（廣島晃）】

安全で安心な水を安定して供給できるように、水源汚染や風水害、地震などの危機に備え、水質管理などの水源対策や自然災害に備えた耐震化などのハード対策、事業者間の応援体制等のソフト対策に取り組んでいるところである。

水源対策については、浄水場への不法侵入防止のため、正門にガードマンを配置するとともに、正門と取水口に監視カメラを設置し、中央操作室で24時間監視しているところである。

また、取水した原水については、全ての浄水場にフィッシュモニターを、加えて三田浄水場ではカビ臭監視装置を設置し徹底した水質管理を行っている。

自然災害対策に備えたハード対策については、平成21年度までに県管理の浄水場の耐震化を完了している。

一方、管路については、おおむね震度6の耐震性能を有しているため、震度7への備えとして、更新時期に合わせて計画的に進めており、現在、猪名川広域水道事務所の大和支線、緑台支線で耐震管路に更新している。

ソフト対策については、相互応援がより一層円滑に進むよう、平成10年3月に県と県内全市町で、兵庫県水道災害相互応援に関する協定を締結し、毎年、本協定に基づく危機管理訓練を県と県内水道事業体で実施しているところである。

今年度も、明後日の10月20日に豊岡市で実地訓練を、11月8日に神戸市で机上訓練を実施することとしている。

今後とも、耐震化を計画的に推進するとともに、県内ブロックごとに訓練を行うなど、市町、関連団体との緊密な連携を進めながら、災害時の速やかな給水や復旧の実効性を高め、災害に強い水道づくりに努めてまいらる。

【しの木和良】

水源対策であるとか、耐震化について、徐々に進めているとのことで、安心したところである。

ただ、質問したように、本当に水道の合理化、節水から、水が余り売れなくなって、水道料金の改定をしていく、それに合わせて、職員を切る状況が多く出てきたわけであるが、私も切るほうの立場を経験したけれども、最終的には、皆から言われたのは、平常時はしんどくても、これでいけるだろうと。でも、何か災害が起こったときには、対応できない人員体制であるということは非常に言われた覚えがある。

そういう意味で、耐震化を進めたり、水源対策も進めたりしているが、何が起こるかわからない。大きな地すべりが起こったときには、耐震化していても、全部が滑ってしまったら、どうにもならないこともあるし、そういうときには最後、人のネットワーク、組織のネットワークだと思うので、ぜひ、そういういつ何が起きても動けるようなネットワークづくりをしっかりと企業庁が中心となって広域的に進めることを要望して次に進む。

2) 次に、**アオノゴルフコースの利用促進**についてである。

土地信託事業として整備した青野運動公苑は、平成3年度に営業を開始し、平成27年12月に企業庁が引き継ぎ、コンペにより選定した事業者とともに新たなスタートを切ったところである。

しかし、アオノゴルフコースの利用人数の推移を見ても、オープン翌年度の平成4年度の7万6,648人をピークに右肩下がりの傾向が続いており、昨年度は3万2,005人とピーク時の半分にも届いていない。

また、昨年度の施設全体の利用者数は、平成27年度に比べて伸びているものの、ゴルフの利用者数は前年度を下回っている状況である。

青野運動公苑の昨年度の収支を見ても、企業庁としては3,500万円の納付金は確保しているものの、運営事業者は7,300万円の赤字を計上しており、このまま推移すれば青野運動公苑全体の存続を危うくしかねない。

そのような事態を避けるために、青野運動公苑の収益の鍵を握っているゴルフの利用人数を確保していかなければならない。

青野運動公苑は、ゴルフ以外にテニスやグラウンド・ゴルフなど、多くの県民が利用し、愛される施設を目指しており、スポーツ振興とともに地域振興といった側面を持つ施設であることは理解するが、経営状況の向上を考えると、ゴルフの利用促進は非常に重要であると考えます。

企業庁として、アオノゴルフコースの利用促進に向けて、どのように取り組んでいくつもりであるのか、当局の所見を伺う。

#### 【企業庁次長（境照司）】

青野運動公苑全体の平成 28 年度の利用実績は、対前年度比 110.5%の 7 万 4,620 人であり、このうち、ゴルフ利用者は、3 万 2,005 人で、対前年度比 91.5%であった。

これは、イノシシに荒らされていたゴルフコースの修復に昨年度 6 月まで要し、春の気候のよい時期の利用が落ち込んだことが大きな要因であったのではないかと考えているところである。

指摘のとおり、施設売り上げの約 6 割をゴルフでの売り上げが占めており、ゴルフの利用状況は経営に大きな影響を及ぼす。このため、経営状況の改善にはゴルフの利用者増が不可欠である。

このことから、クラブハウスのリニューアル、また、芝の修復、ナビ付きカートの導入、さらには本年 6 月にはカートのコース内乗り入れの実施など快適なプレー環境を提供するとともに、第 1 回知事杯アオノオープンゴルフの開催など、さまざまな大会の実施等により利用者増に努めているところである。

その結果、平成 29 年度、今年度上半期の利用者数は、1 万 8,590 人、対前年度比 118.8%と大きく伸びており、施設全体の利用者数 3 万 9,470 人、対前年度比 117.2%の伸び率に大きく寄与しているところである。

加えて、ゴルフ人口が減少しつつある中、ジュニアゴルフ大会やジュニア親子大会など、ジュニア育成事業も展開し、ゴルフプレーヤーの裾野の拡大にも努めているところである。

なお、平成 28 年度の運営事業者の収支が赤字となったのは、これは県が実施したリニューアルに合わせて、運営事業者においても先行投資を行ったことなどによるものである。

早期の収支均衡を目指して、取り組んでいるところである。引き続き、ゴルフをはじめ、青野運動公苑の利用者増加に努め、施設全体の経営改善を図るので、よろしく願います。

#### 【しの木和良】

経営改善に向けて、環境整備であるとか大会の開催をしているということで、それに大きく期待したと思うが、この平成 4 年度の 7 万 6,648 人がピークであるが、このころは団塊の世代がちょうど 40 代で、ゴルフ場を予約するにも 1 ヶ月先でないとできない状況であった。私は耳を突いて、平衡感覚を失って、今はできないが、その当時は朝の練習をしており、そういう時代であった。

その団塊の世代が今やほぼ 70 代になって、ゴルフをする人口の年代が相当減ってきており、先ほどいろいろ整備をしたり、また、赤字の大きな要因はリニューアルの先行投資との話があったが、ゴルフを利用者が何人ぐらいになれば、損益の分岐点になると予想しているのか、もう一度伺う。

#### 【企業庁次長（境照司）】

具体的な数字は持ち合わせていない。ゴルフ場も大きなウエートを占めているが、それ以外にテニス、宿泊施設、合宿所、また、昨年 10 月にオープンしたグラウンドゴルフ、こういったところが一体となって、お互いに相乗効果を発揮しながら施設運営に努めているところである。

先ほど委員の発言のとおり、ゴルフ人口は、具体の数字を持っているわけではないが、私の感覚としても減ってきているかと思うが、その中でも例えばシニアのゴルフ大会を先日青野で開催したり、施設そのものをメンテナンスして、芝を入れ替えて、大会に来た人、また、ネット等の反応などを見ている、非常にいいゴルフ場になってきた、環境が整ってきたとの声も来ているところである。また、PR 等にも取り組んでいるところである。

そういったことに努めながら、青野運動公苑全体を盛り上げていって、早期の運営事業者の黒字化、または我々の収入の増につなげたいと思うので、よろしく願います。

【しの木和良】

このごろテレビを見ると、女子ゴルフのツアーが非常に人気があり、だんだんいろいろなものが女子の時代になってきたかと思うので、そういうものを含めて、ターゲットをそういう方向に絞って、またPRすればと思う。

3) 次に、**播磨科学公園都市におけるサッカー場増設**について伺う。

まちびらき 20 周年を迎える播磨科学公園都市にある播磨光都サッカー場は、都市内のみならず西播磨地域の活性化を図るとともに、スポーツを核とした交流人口の増加を目的として、平成 17 年度から整備されてきた。

規模としては、大人用グラウンドが 1 面、子供用グラウンドが 3 面、フットサルコートが 3 面、ほかにクラブハウスなどが整備されている。

このサッカー場は大変人気があり、土日は予約が取りづらくなっていたという状況などから、企業庁ではサッカー場の増設整備を行い、この 10 月 28 日に供用を開始することとしている。

新たに整備されたサッカー場は、クラブハウスを備え、観客席 1,000 席のある大人用グラウンドが 1 面、観客席 200 席のある子供用グラウンドが 1 面、観客席 160 席のあるフットサルなど多目的グラウンドが 2 面の合計 4 面で、さらに 148 名が宿泊可能な合宿所も新たに整備された。

この増設によって、現在約 11 万人である利用者数が 20 万人に増えることが見込まれ、利用する子供の保護者や応援者等を含めると、相当数の交流人口を生み出すこととなり、西播磨地域の活性化に大いに寄与することが期待されている。

また、県は昨年度、なでしこリーグ 2 部に所属し、播磨地域をホームタウンとする A S ハリマアルビオンと連携協定を締結した。

この協定は、播磨科学公園都市をサッカーのメッカにするとともに、播磨科学公園都市を核とした播磨地域のサッカー振興及びサッカーによる地域活性化を推進することを目的としている。

光都サッカー場の増設を契機として、A S ハリマアルビオンと更なる連携を図り、播磨科学公園都市をますます元気にできればと思う。

今回の増設で、サッカー場の規模は約2倍に大きくなるとともに、宿泊機能も新たに加わることになるが、どのように運営・利用促進を図り、まちのにぎわいづくりにつなげていくのか、当局の所見を伺う。

【地域整備振興課長（一宮大祐）】

播磨光都サッカー場は、今回の増設によって県内屈指の規模となる。合宿所や夜間照明と併せ、充実した競技環境が整うことから、利用者を含めた来訪者が大幅に増えるものと見込んでいる。

完成した施設は、既存施設と併せ、西播磨地域のサッカーに熟知している西播磨サッカー協会が一体的に運営・管理する予定である。

利用促進に向けては、まずサッカーについては、少年から社会人、シニアまで各層のサッカークラブやサッカー協会と連携し、より規模の大きな大会や合宿を誘致する。

また、サッカー以外のスポーツについても多様な利用促進を図ることとしている。

グラウンドゴルフについては、西播磨グラウンドゴルフ協会と連携し、大会を誘致を図るとともに、子供から高齢者までが楽しめるフィールドとなるよう取り組む。

先週末14日に自治会、企業、学生等約150名が集まり、真新しいサッカー場でグラウンドゴルフを楽しんだところである。

ラクロスについては、これまで大学のラクロス部からの合宿利用の要請に答えられていなかったが、合宿所のオープンをPRし、こうした需要にも応える。

また、旅行会社を通じて合宿先を手配するケースも多いため、旅行会社へのPRを積極的に行う。

加えて、ASハリマアルビオンが本サッカー場を練習拠点として活用するとともに、学校と連携したサッカー教室の開催や選手のイベント参加等により、地域貢献やサッカーを通じたまちの一体感の醸成に取り組むこととしている。

この日曜日15日には西播磨総合リハビリテーションセンターの「ふれあいリハフェスタ

i n 西播磨」にアルビオンがチーム総出で参加し、ゆるキャラサッカーやトークショー等を実施し、会場が大いに盛り上がったところである。

今後は、これらの取組により、サッカーをはじめとするスポーツ利用を一層推進し、まちのにぎわいづくりにつなげていきたいと考えている。

#### 【しの木和良】

サッカー以外の利用者も多いということを聞き、非常に安心したところである。

ただ、少子化ということが、非常に大きな課題になっているが、あれだけ盛んであった少年野球がもうサッカーにほとんど人をとられてしまい、川西の地元で古田が出た少年野球クラブもほかの小学校の少年野球と一緒にやらないとできないというような状況になっている。

そういう意味で、サッカーは今非常に人気のあるスポーツであるが、そのサッカーもいずれ少子化の関係でどうなるか分からないということもあるので、そのときそのときの変化に応じて、にぎわいづくりができるように、よろしくお願ひしたいと思う。

4) それでは、最後の質問、地域整備事業の今後の展開について伺う。

昭和 41 年に企業局として発足した企業庁は、昨年、発足してから 50 周年を迎えた。

この間、県民生活や企業活動に資する水道事業や神戸三田国際公園都市や播磨科学公園都市などの地域整備事業を推進し、地域の振興と県民福祉の向上に努めた。

揖保川や加古川の工業用水道事業などに取り組み、臨海土地造成事業や多目的ダム建設事業などにも業務を拡大した企業局は、水道用水供給事業の推進や水源開発事業の所掌から組織の強化を図るため、昭和 49 年に企業庁として発足した。その後も、時代のニーズを受けた事業を手がけた。最近では、メガソーラープロジェクトや新たな産業団地の整備にも取り組み、時の変化に適切に対応している。

しかしながら、地域整備事業について、私は疑問に思っていることがある。例えば、先ほど取り上げた播磨科学公園都市では、もともと学術研究を中心とした研究開発型都市を目指していたと思うが、IT化の急速な進展や人口減少が進んでいることもあって、用地の分譲が進んでいない。



企業庁では、それら分譲の推進に取り組む一方で、サッカー場の建設による交流人口増加などの、にぎわいづくりにかじを切っている。

企業庁の事業は、社会からのニーズを受けて行うものであるが、特に地域整備事業は長期的に行う事業であるだけに、その間の社会情勢の変化に受ける影響も大きいものである。

今後も地域社会の更なる変化が予測される中で、地方公営企業としての企業庁が行う地域整備事業の意義も見直すべき時期にあるのではないかと考えている。

そこで、この点を踏まえて、企業庁として、地域整備事業について今後どのように取り組んでいくのか、当局の所見を伺う。

#### 【公営企業管理者（石井孝一）】

地域整備事業は、高度経済成長を背景に、臨海部の埋め立てや内陸部の造成による産業団地の整備に加え、良好な住宅用地を整備・分譲し、県民の産業基盤や生活基盤を支えてきたところである。

これまで分譲してきた 2,350 ヘクタールの土地に 2,800 の事業所が立地して経済活動を行っており、8万 6,300 人の雇用を生み出している。

また、居住人口も 2万 2,300 世帯、5万 3,400 人に及んでいるところである。

しかしながら、高度経済の終えん、バブル経済の崩壊と、時代は成長社会から成熟社会を迎えており、社会的要請も大きく変化している。

また、少子高齢、人口減少社会において、人口対策や地域の元気づくりに取り組むことが強く求められているところである。

地域整備事業の役割も、これまでの埋め立て造成事業や大規模開発事業から、開発したまちの定住人口の確保、あるいは交流人口の増加や、まちの成熟化への対応などに変化するとともに、健康、環境、観光、都市再生など今日的ニーズを踏まえた新たな取組への対応が求められているところである。

このため、今年4月に改定した新企業庁経営ビジョンにおいても、その旨を明記し、地域

整備事業では、民間ノウハウの積極的な導入を図り分譲を進め、平成30年度代前半のまちの熟成等を目指す。

加えて、新たな取組として、小野市と協力した産業団地の整備を新会計を設置して取り組むほか、高齢社会を見据えた健康福祉施設の整備検討などを進めているところである。

時代潮流の変化や県民ニーズを的確に捉え、その時代における課題に対応していくことが企業庁に求められる役割であると認識している。

今後も、公営企業として健全経営のもと、地域の振興、活性化や県民福祉の向上を図り、地域創生の一翼を担うので、どうかよろしく願います。

#### 【しの木和良】

この地域整備に関する住宅団地等の開発は、もともとは都市への人口の集中を受けて、そのプレッシャーを受け、周辺で、開発をしていこうと、それを受け入れていこうということとされたことが始まりではないかと思う。

そういう時代の流れを受けて、公共団体においても、公営企業等を設置して、その時代に応じて、その要請を受けて、設置してきたのではないかと思うが、しかしながら、これから地域が非常に縮小していく。そういうような中で、今までの機能はもう失われてくると思っているところである。

ただ、反対に、地域がそのように閉塞してくるがゆえに、地域で産業誘致をしなければならぬ、これを民間に委ねたのでは、そういうニーズがないところに、それを持ってきて、優位にするわけであるから、なかなか民間もできないことで、また勢い、地方公営企業がそれを受け持たなければならないことも起こってくるかも分からない。

ただ、そうすると、もともとニーズがないところを誘引することから、なかなか採算がとれない、分譲もなかなか進まないことも起こるかも分からないと危惧をしているところであり、そういう面も含めて、今後とも健全なる運営を期待をし、質問を終わる。

ありがとうございました。

平成 28 年度決算特別委員会会議録 聞き書き

質問日 平成 29 年 10 月 20 日(金)

質問者 しの木和良議員(公明党・県民会議)



【しの木和良】

以下9問について、質問させていただく。よろしくお願い申し上げます。

1) まず最初の質問は、ストック指標の更なる改善についてである。

財政状況の審査において、天野委員から行革目標に向けた今後の財政運営の見込みについて質問があった。

その質問に対し、これまでの定員削減や事務事業の選択と集中の徹底、投資水準の見直しなど、行財政全般にわたる改革の取組を着実に実施し、収支不足額は改革前の5分の1の水準まで縮小してきて、これらの取組は、行財政構造改革審議会からも評価を受けている。また、最終2カ年行革プラン策定のもと、ようやく平成30年度の収支均衡が見込める段階まで来たというご答弁であった。

さらに、越田委員外議員からのストック指標を踏まえた質問に対しても、震災関連県債の残高が、平成 28 年度末で、いまだ 4,000 億円以上残っており、平成 30 年度に収支均衡を達成するまでの間、資金手当債である行革推進債等の発行及び県債管理基金の活用を余儀なくされることから、指標算定上、将来負担比率が高止まりしている。

しかし、最終 2 カ年行革プランにおいて、震災関連県債残高を除いた将来負担比率を財政運営の目標として設定しており、平成 30 年度において目標を達成する見込みとされている。収支均衡、将来負担比率などのストック指標も着実に最終 2 カ年の行革総仕上げに向けて目標達成できることは、大いに評価するところである。ただ、将来に残す借金という意味から、県債残高に関するお尋ねをさせていただきたいと思う。

高度経済成長時には、借金も財産と言われたときがあった。その人の甲斐性、資質とも言われた。毎年毎年収入が増加するため、借金はあってもないものとなるような時代であった。しかし、平成に入ってバブルが崩壊し、自己資金による投資をしてきた企業だけが生き延びる時代を経て、借金は財産という言葉も聞かなくなった。

そして、現在の私たちは、少子・高齢化による人口減少が著しく進む時代に入った。自治体の収入は、減少していかざるを得ない状況を迎える。そのときに、多額の借金は財政の硬直化に結び付いてしまう。臨時財政対策債や減収補填債の交付税に裏打ちされたものは別として、それ以外の県債は、行政サービスの大きな負担になる。

投資的費用の通常債は、本来その受益の限度において将来世代が負担を負うものとしても、収入が減少すればどうにもならなくなってしまふ。今後の時代を考えれば、借金は少ないほどいいということに尽きると考える。

そのような視点で考えると、最終年度に行革目標は達成する見込みであるものの、他府県より高い水準であることに変わらないことから、県債残高や将来負担比率の更なる縮減を図る必要があると考える。

そこで、行財政構造改革後の平成 31 年度以降、県債残高などのストック指標の更なる改善に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、当局のご所見をお伺いする。

#### 【知事（井戸敏三）】

言うまでもないが、行革の目的は、財政再建を行うことと、併せ持続可能な行財政構造を確立して、県民のニーズに応えることである。収支均衡や県債残高、将来負担比率など八つ

の財政運営の目標を設定して改革を進めている。

ご指摘の県債残高や将来負担比率であるが、震災復興のために多額の県債を発行したこと——1兆3,000億円であるが——このこともあり、これらの対応は長期的に対応せざるを得なかった。震災復旧や復興事業の推移を見ながら、投資事業についても、行財政計画の水準に暫時抑制してきた。

また、防災・減災対策とか経済対策などの緊急対策については、交付税措置のある有利な県債を活用するなどし、将来負担の軽減に努めてきた。

こうした取組により、臨時財政対策債と減収補填債75%分、4分の1は自前であるので、75%分を除いた県債残高は、平成19年の8割を目指してきたし、震災関連県債残高を除いた将来負担比率も全国平均以下にするという目標を立てていたが、これらは二つの目標とも達成できそうである。

しかしながら、地方債であるが、基本的に30年で償還するというのが一般的であるので、震災関連県債、震災から20年を経過している現在においても約4,000億円残っている。今後、償還までには10年は掛かる見込みである。将来負担比率は、全国最下位である。31年度以降も、引き続き、ご指摘のようにストック指標の改善に向けた取組が不可欠であると考えている。

平成30年度に行う行革の総括・検証の中で、新しい財政見通しをベースにしながら、ストック指標の改善に向けた新しい目標をどのように設定していくか検討していく。その際には、もとより人口減少下でも活力のある地域社会を創っていく。そのための交流や生活基盤の整備、地震・津波対策など、災害に強い県土づくりなど、今後の投資事業量の水準も見極めながら十分に検討していきたいと考えているので、よろしくご指導をお願いしたいと思う。

【しの木和良】

ありがとうございます。

やっぱり投資的経費そのものは、いわゆる企業会計における減価償却という意味で、将来において価値が発揮されるような部分については、将来の返還については将来世代が負担するべきものということが鉄則であると思う。

ただ、どうしても、将来、収入が減ってくるということが見込まれる段階においては、そういうことが原則であったとしても何らかの基準を設けて、できるだけそれを縮小していくことが大事であるかと思う。

そういう意味で、何らかの将来負担すべき世代が基準を設けられて、ここまでは今の世代で減少していこうということが必要かということも思って、この質問を考えたが、ただ話をいろいろさせていただく中で、その基準を設けるのは非常に難しいということであったので、先ほど知事の方から全国都道府県平均の基準というのか、都道府県の平均負担比率、これを達成できそうだということであったので、今後とも、都道府県の平均の負担比率、これをできるだけクリアできるように、目標の基準としては、そちらの方に設定をしていただき、より県民に分かりやすいような指標設定をしていただけたらと思うので、要望しておきたいと思う。

2) 引き続き、2番目、**地域創生戦略における自然増対策の目標**についてお聞きする。

地域創生に関しては、本会議での代表質問、決算特別委員会の部局審査での質問でお尋ねし、当局から、県政 150 周年を機に新しい兵庫を創ることを目標に行革の兵庫、子育ての兵庫など、目指す兵庫への思いをお聞きした。

また、地域創生戦略についても、K P I に関して、個々の施策のアウトプット指標をアウトカム指標へ転換を図り、P D C A サイクルのあり方も再検討すると、質問の趣旨に沿う考えを示していただいたところである。

このたびの総括質問に当たり、また地域創生に関する質問になるが、自然増対策に関する考え方について、改めてお尋ねをさせていただきたいと思う。

自然増対策としては、2060 年の県人口 450 万人を目指すために、平成 31 年までの 5 年間で 22 万人の出生数を確保することを目標とされている。そして、平成 27 年・28 年と目標を達成した。この毎年 4 万 4,000 人の出生数は、今後、若者人口の減少を考えれば、出生率を毎年向上させなければならず、年々達成が厳しくなると考える。

もともと、地方創生は、出生率が低下し地方の若者人口が減少する中で、なお地方から東京へと人口の転出超過の流れが変わらず、地方の運営が成り立たなくなり、終局的には、地方に若者がいなくなり人口の供給源がなくなった出生率 1.1 の東京も人口が減少していき、

日本そのものが立ち行かなくなってしまう。

それを食い止めるために、地方の若者流出を食い止め、地方での出生率を高めようとしたことから始まったものと私は受け止めている。

そういうことからすると、出生数に焦点を当てた目標とするよりも、出生率に焦点を当て、戦略の中でも触れられている出生率 2.0 を目標とし、そのための社会的背景を作っていくべきと考えるが、当局のご所見をお伺いする。

### 【知事（井戸敏三）】

地域創生戦略では、2060年の県人口について、現状のまま推移すると366万人と見込まれているところを、自然増対策と社会増対策を行うことで、450万人の人口確保を目指している。

その目標水準を確保するため、少なくとも平成31年まで、毎年、4万4,000人の出生数の確保を目標としている。

出生率については、目標値を設定はしていないが、この出生数を維持するためには、合計特殊出生率を2040年には1.8、2060年には2.0に引き上げないと達成できない。戦略本文にも、その旨明記している。

また、毎年度の実施状況報告においても、その推移を注目しており、28年は0.01ポイントではあるが、近畿府県の中で唯一上昇して、1.49ということになった。

ただ、出生率はちょっと上がったが、出生数は574人減った4万4,132人であり、引き続き4万4,000人台を確保していくのは、なかなか厳しい状況である。婚姻率向上に向けた対策であるとか、若者の雇用の確保対策であるとか、多子型出産・子育てが可能な環境づくりなどを積極的に取り組んでいく必要がある。

合計特殊出生率が上昇しても、出産期の女性が減少すれば出生数が減少するということもある。東京は出生率が1.12であり、東京に若い人たちがどんどん集まっているが、若い人たちが東京に一極集中すればするほど亡国の原因になりかねないという実情にあるので、これをどう、いかに阻止するかということも非常に重要な目標になろうかと思っている。

出生数という形で戦略は定めているが、もともと出生数という量か出生率という率かの一方ではなく、ある意味で両方を目標とすべきではないかと考えるので、戦略の達成状況に

おける評価手法の見直しを進め、自然増対策の目標やその対策に出生率をどう位置付けるか十分検討していきたいと考えている。

#### 【しの木和良】

よくこの頃聞かれるのが、平成 27 年・28 年 4 万 4,000 人が目標であると、それから最終目標として 360 万人になるところを 450 万人に留めると。これもいろんなイベントでの挨拶によく使わせていただくが、「その目標はどういうところから定まったんだ」と聞かれる。

「年間 4 万 4,000 人は何でや」と、「ああ今が 4 万 4,000 人だからかな」という答えしか出てこない。

地域創生をもともと考えると、先ほど質問でも申し上げたように、やっぱり社会の人口を維持していく、その 2.08 という合計特殊出生率を確保しなければならないというところから、その要請から出てきているものが地方創生であり兵庫県の地域創生ではないのかと思うわけである。

そういう意味では、出生数と出生率を単純に考えたら一緒かと思うが、出生率はやっぱり出生数を総人口で割るとというのが基本になっているので、合計特殊出生率はそれにもう少し加算をやって出生率を出すということになっているので、そういう意味では、出生数ではなく人口を維持していける 2.08 という合計特殊出生率に向けて兵庫県のさまざまな施策を実施していくんだというのが、より県民には分かりやすいのではないかと思うので、できましたら基準としては出生率の方を先に目標としていただき、参考として出生数をしていただく、今の逆の形にしていただけたらいいのにと思っているので、希望として申し上げておきたいと思う。

#### 3) 続いて、3番、**グループホームの設置状況**についてお伺いする。

地元で、障害サービス事業者からグループホームを新設したいとの声をお聞きする一方で、現在の施設整備費補助や障害福祉サービスの報酬だけではグループホームを運営するのは難しいとの声を伺う。また、特に重度心身障害児者がいらっしゃる家族からは、「重度心身障害児者を受け入れてくれるグループホームがない」との声も聞くところである。

兵庫県では、平成 27 年に策定した「ひょうご障害者福祉計画」に基づき、障害者の住まいの確保や地域移行を図るため、グループホーム等の新規開設等を支援し、計画的な整備を促進するとされている。



そこで、県として現状をどのように認識し、課題に対してどのように取り組まれようとしているのか、ご所見をお伺いする。

【福祉部長（柏由紀夫）】

障害者が一定の支援を受けながら地域で共同生活を送るグループホームは、障害者の住まいの確保や地域移行に重要な役割を担っているところである。

しかしながら、施設の設置者は「親の会」など財政基盤の弱い法人も多いことから、本県では、施設の新設整備や既存建物の改修工事等に関する国の補助制度に加え、新規開設時に初度備品等の経費補助や国基準を上回る家賃補助など、県独自の支援を行ってきたところである。

その結果、第4期障害福祉計画における平成29年度末のグループホームの目標数3,154人分に対して、平成28年度末では3,031人分——これは達成率96%となるが——が設置されており、県全体では着実に目標値に近づいている。

一方で、目標値との差が比較的大きい圏域もあるので、市町との協議を促進し、また県営住宅のマッチングの実施や既存住宅の更なる活用等により整備を進めていくことが必要であると考えているところである。

また、こうした量的な充足とは別に、障害者やその親の高齢化に伴い、ご指摘の現行の枠組では採算のとれない重度心身障害者等に対応できるグループホームの必要性が、今後、ますます高まると考えている。

現在、国においても、障害福祉サービスの次期報酬改定を見据え、グループホームにおける医療的ケア加算の検討も行われているところである。県としては、その動向を注視しつつ、重度心身障害者に対応したグループホームの整備の必要性について検討していく。

【しの木和良】

ありがとうございます。

以前に会派でだったと思うが、北海道の札幌の方に視察に行ったとき、いわゆる施設をなくして、できるだけ一般住宅に障害のある人たちを振り分けて、一般の方々と一緒に生活をするという方向を探っておられるグループがあった。やはり、ともに社会を支えて、ともに

生きるということを最終的に目指さなければならないので、よろしく願いを申し上げますと思う。

4) 続いて、4番目、阪神地域での重度心身障害児者のリハビリ拠点の整備について伺います。

兵庫県肢体不自由児者父母の会、阪神7市1町肢体不自由児者父母の会連絡協議会ほか、阪神地域の障害児者の保護者から、県立リハビリテーションセンターの阪神地域への設置要望が寄せられている。

その内容とするところは、「先天性、または幼児の頃発症した重度心身障害のある者が利用できる県立のリハビリテーションセンターが阪神地域にはない。まだ18歳になるまでであれば、幾つか市立や民間の施設はあるものの、18歳以上の障害者には、ほとんど対応していない。兵庫県西部には県立リハビリテーションセンターが2カ所あるが、あまりにも遠くて利用できない。そこで、リハビリテーションを必要とする障害児者は、大阪にある南大阪小児リハビリテーション病院、森之宮病院等で訓練せざるを得ない」ということである。

阪神地域にある民間を含むリハビリテーション施設は、その対象が高齢者、もしくは脳梗塞等脳血管疾患患者を中心とするものがほとんどで、重度障害児者が利用するためには、小児科の専門医が配置された拠点機能が必要だということである。

したがって、民間を含む既存のリハビリ施設で、小児科の専門医を配置した拠点機能の設置が付加されれば、その需要を満たすことができるものと考えます。

そこで、阪神地域での重度心身障害児者にも対応できるリハビリ拠点の整備について、当局のご所見をお伺いします。

【福祉部長（柏由紀夫）】

本県では、全県のリハビリテーション医療の中核を担う病院として、総合リハビリテーションセンターと西播磨総合リハビリテーションセンターを整備し、地域の医療機関で対応が困難な重度障害児者を対象に専門的なリハビリテーションの提供や地域の障害児者リハビリ施設等の後方支援を現在実施しているところである。

委員ご指摘のとおり、阪神地域で18歳以上の脳性麻痺等重度心身障害児者に対応したりリハビリ施設はほとんどない。さらに、関係団体等から、阪神間においては、一つには総合リ

ハや西播磨リハマで公共交通機関での通院は困難、また、二つには重度障害児者のリハビリを実施している施設の多くは、慢性的に待機状態であるといった声も聞いているところである。

これらのことを踏まえ、今年9月に庁内にプロジェクトチームを設置し、改めてリハビリを実施している医療機関を対象とした実態調査や専門家からの意見聴取を行うなど、阪神間における重度心身障害児者にも対応可能なリハビリ拠点の必要性について現在検討を行っている。

今後は、プロジェクトチームの検討結果等を踏まえた上で、有識者会議等を設置するなど、拠点の整備手法や設置場所、さらには、小児科医やPT、OT等専門人材の確保対策など具体的な検討を進めていきたいと考えている。

今後とも、障害者や高齢者が住み慣れた地域で必要なリハビリ医療を享受し、地域の一員として安心して暮らすことができる社会の実現に努めていくので、引き続きのご指導をよろしく願います。

#### 【しの木和良】

この質問を考えるまでは、ちょっと気が付かなかったが、私、平成19年に選挙に初めて出させていただいたとき、選挙の活動をしているときに保護者の方が追いかけてこられ、阪神間で巡回で重度心身障害者の車椅子の測定とかの相談を受けるのがあるが、そのときに行けなかったら、西の方まで行かなければならないんだと。それは非常に不便だということをお聞きをして、この意味がなかなかそのとき分からなかったもので、ただそのことを当局の方にお伺いをし、何とかその利便を図ってもらうことをちょっとそのときだけで、それはそれで済んでいると思っていたが、よく考えると、阪神間の重度心身障害児者の方々のそういう拠点機能を持ったリハビリ施設がないということが原因だったということが今ようやく分かったので、ぜひ拠点機能を阪神間の方に備えていただくようお願いをして、次の質問に移らせていただく。

5) 次は、**次世代産業雇用創造プロジェクト**の更なる推進についてお伺いする。

8月に我が会派の管外調査で、愛知県にある三菱航空機株式会社を訪ね、MRJ（三菱リージョナルジェット）製造に係る視察調査を行った。

現在、航空機産業は、世界的な需要拡大に伴い、更なる成長が期待できる産業分野の一つ

であり、国産ジェット機が世界の空を飛ぶ日も間近である。

中部地域は、全国の5割の航空機機体・部品を生産するなど、航空・宇宙産業の集積が厚いようであるが、本県においても、素材・部品メーカーを中心に、川上から川下まで多様な航空機産業が集積するなど、航空・宇宙、ロボット、環境・次世代エネルギー、先端医療など、今後成長が期待される次世代産業分野の企業、研究機関が多く集積している。

県では、ひょうご経済・雇用活性化プランに基づいて、それら次世代産業分野への支援を行う次世代産業雇用創造プロジェクト事業に、平成27年度から29年度の3カ年にわたって取り組んでいる。

プロジェクトの推進に当たっては、県や神戸市、経済団体、労働団体、金融機関等で構成する兵庫県次世代産業雇用創造プロジェクト推進協議会において協議を行い、技術力・人材力の強化、販路開拓による競争力強化等に向けたさまざまな事業を展開することによって、次世代産業の振興を図り、3年間で605人の雇用を創出するものである。

具体的な支援メニューとしては、中堅・中小企業の航空機分野への参入支援事業や、創薬・再生医療拠点形成事業、ものづくり基盤技術の高度化事業といった分野ごとの支援事業や人材育成支援事業、ビジネスマッチング支援事業など、多岐にわたっている。

そこで、「次世代産業雇用創造プロジェクト事業」のこれまでの成果と課題についてお伺いするとともに、30年度以降のポスト事業にどう生かし、兵庫の次世代産業をどのように成長させていこうとしているのか、お伺いする。

**【副知事（金澤和夫）】**

平成27年度から29年度の3カ年で展開している次世代産業雇用創造プロジェクトにおいては、航空・宇宙、ロボット、環境・次世代エネルギー、先端医療、この四つの次世代産業分野への参入に挑戦する中小企業等に対して、研究開発や製品実用化、販路開拓、あるいは人材の育成・確保など、幅広い支援を行ってきた。

こうした取組の結果であるが、平成29年10月現在で、登録企業数は340社を超えている。このプロジェクトへの登録企業数、340社を超えている。

また、新規雇用数は平成28年度末まで――2年間の実績であるが――航空・宇宙で269人、ロボットの分野で35人、環境・次世代エネルギー分野で38人、先端医療分野で66人、

分野ごとに若干濃淡があるが、合計 408 人に達しており、3 年間全体の目標 605 人は、今後も加算すると上回る見込みである。

さらに、神戸市との連携で展開している先端医療の分野では、ご承知のとおり神戸医療産業都市において、これまで既に 300 社以上の集積が進んで、クラスタ化している。

一方で、近年、AI、あるいはIoTといった分野の急速な普及など、企業を取り巻く環境は劇的に変化している。

また、中小企業において人手不足が大きな課題となっており、こういった新しい技術を導入することで人材の不足に対応していく道も探らなければならない状況になっている。

そこで、ご質問があった30年度以降のポスト次世代産業雇用創造プロジェクトでは、従来から取り組んでいる航空・宇宙、ロボット、環境・次世代エネルギー、先端医療に加え、AI、IoT、ビッグデータへの対応などを推進することにより、成長分野での雇用創出や人手不足対策を図るべく検討を始めているところである。

引き続き、次世代産業への中小企業の参入に向けた支援等を積極的に行い、地域の元気の創出に結び付けていきたいと思うので、今後ともご指導よろしく願います。

#### 【しの木和良】

ありがとうございます。

いろいろと成果が上がっているとお聞きした。また、これからの取組についても非常に前向きな取組をされるということで、正直に申し上げ、私、地元の方は住宅都市宣言をしたところやら農業地域であるので、産業分野については非常に疎くて、正直に申し上げ、今、この年度まで産労の方には1回も属したことがないので、今年度初めて産労委員にならせていただいたところである。これを考えるときに、次世代産業とは1次、2次、3次と、だんだんと成長してきている中で、その中で兵庫県はものづくり産業が非常に優秀で、しかもたくさんある中で、次世代——4次産業というのか、そういう産業が、特に医療であるとかAIであるとか、IoTであるとか、そういう分野の産業が発達してどうなるのかと正直思っていたが、それにも必ず部品とか、そういうものづくりが必要だということがよく分かり、そういう面での高度技術の研究であるとか、研修であるとか、そういうことが成されるということで、ぜひ前向きに積極的に兵庫のものづくり産業も含め、次世代産業への成長を図っていただくようお願いしたいと思う。

6) 次に、都市農業の持続的発展についてである。

都市農業の持続的発展に関しては、生産緑地の指定拡大を通して都市農業の振興を図っていただくよう、先日の本会議で代表質問をさせていただいた。答弁では、緑地指定の追加や新たな市町での制度導入などを働き掛けていくなど、前向きな姿勢を示していただき、また、都市農業振興へのさまざまな取組をしていく旨、お答えをいただいた。宅地化するべき農地から、維持・持続していく農地としての位置付けへと転換する認知が進むものと期待するところである。

しかしながら、現状として、担い手には高齢者が多く、また、後継者がいないことが都市農業・農地を維持・持続していくための大きな課題となっている。都市農業を持続し発展させていくためには、兼業でも承継しようかと思える動機付け・魅力付けが必要となっていると感じている。

そういう意味では、代表質問の答弁で触れられた施設園芸であるが、これによって所得の面でも農業を継承・持続していこうという意欲を引き出せる要因になるのではないかと考えている。

そこで、都市農業・農地を維持・持続していくものと方向転換の位置付けがなされたことであり、後継担い手づくりのためにも、積極的な生産性向上、効率性の高い農業となるように、県として施設園芸を含めた多方面の支援をしていくべきだと考えるが、当局のご所見をお伺いする。

**【知事（井戸敏三）】**

都市農業については、昨年度、都市農業振興基本計画を作り、都市農業が産業として持続的に発展できるよう、収益性の高い農業経営の実現に取り組んでいる。

具体的取組としては、まずは農業施設の貸与事業等、これを活用し、園芸施設の整備の支援を行っている。二つには、そのような施設園芸を推進する場合に環境制御の技術やノウハウを活用していただき、効率的な施設園芸の展開を図る。これを目指している。

また、大都市の消費地にあるという利点を生かした直売所の開設を支援している。特に、今年度は生産緑地法の改正により生産緑地内での直売所の設置が可能となるので、今後、更に直売所の整備を進めていく。

加えて、経営の多角化を図っていく必要があるので、特産物を活用した新商品開発や体験農園の運営などへの支援も行っていく。例えば、川西市ではイチジクの収穫体験を行う観光農園があるが、この観光農園に対して技術的助言を行うとともに、観光コースへの組み込みの検討なども指導している。

このように、生産振興の分野だけではなく、観光であるとか、あるいはブランドの確立であるとか、あるいは直売所であるとか、多方面の支援を行うことにより、後継者の確保であるとか営農継続などが行えるように、収益性を高めて都市農業としての持続的な発展を期していきたいと考えているので、よろしく願います。

#### 【しの木和良】

ぜひ、その方向でお願いしたいと思う。まだ、先ほども言われたようなイチジクであるとか、イチゴであるとか、果樹の方を栽培されている方々というのは後継者がおられるが、いまだに水稻——米の方を生産されている方々については、ほとんど後継者が、特に猪名川町の場合には出ていかれているという状況であるので、やっぱり最終的には収益性の向上というのが一番の要因だろうと思うので、兼業農家でもいいので跡を継いでもらい農地が残るといふ都市農業基本法の趣旨にのっとりたあれができるように、ぜひとも積極的な支援をこれからもお願いしたいと思う。よろしく願います。

#### 7) それでは、次にニュータウンの再生・活性化についてである。

昭和40年代を中心に開発された県下の大規模開発住宅団地の多くでは、そこで育った若者たちが進学や就業で転出し、高齢化が急速に進んでいる。開発された団地は、山地や丘陵地が多いことから、医療機関や買い物に出かけることもままならない状況になってきている。高度成長期の都市部への人口等の集中で開発された団地が、人口減少時代に入って変化の時代を迎えているとも言えるが、住宅を主たる機能として開発された団地は、遅かれ早かれ同様の方向をたどらざるを得ないと思う。

県では、住民の高齢化や住宅・施設の老朽化により、いわゆるオールドニュータウン化が進行している明舞団地の再生に向けて、平成15年度から、住民やNPOとの連携のもと平成16年度に明舞団地再生計画を策定し、ソフト・ハード両面にわたる総合的な取組を進めているところである。

その計画に基づき、例えば、学生入居により団地内の若年化、世代間交流を推進する学生シェアハウスの公募、住宅内外の高齢者事故防止に向けたワークショップ等を実施する福祉のまちづくり点検事業、住民、地域団体、大学等の交流・情報発信の拠点として、地域団体によるまちづくり交流拠点の運営など、さまざまな取組を推進された。

また、平成 28 年度には、高齢期に適した住宅への住み替えと若年世帯を呼び込むための仕組みづくりについて検討を行い、明舞団地再生計画の改定素案の策定を実施された。

一方で、県では 28 年度に、地域の住民が主体となって行政や民間事業者と連携しながら再生の取組を進めるための兵庫県ニュータウン再生ガイドラインを策定するとともに、県とニュータウンを抱える 15 市町で組織する協議会を設置され、再生に向けた課題の抽出・対応策の検討などを行っておられる。

そこで、県として、これまで十数年にわたりニュータウンの再生・活性化に向けて検討し、取組を実践されてこられ、取組自体の一定の成果は表われていると考えるが、それらがニュータウンの再生・活性化の促進に結び付いているのか、当局のご所見をお伺いする。

【まちづくり部長（水埜浩）】

明舞団地の取組を幾つかご紹介いただいた。こういった流れの取組の結果、例えば、センター地区においては、その施設のリニューアルにより利便性が向上したし、また高齢者向けの住宅の整備とか生活サービス団体の育成、これにより暮らしの安心の確保も図られてきている。

さらに、住替えのセミナーとか民間の住宅課発により、一部の地区では年少人口率が上昇もしている。こういった団地の活性化が図られているところである。

そして、今、県内外から多くの視察があり、外部からも一定の評価を得ているのではないかと認識をしているところである。

今後、明舞については、新しい再生計画に基づき、一つには、センター地区内への子育て交流スペースの整備、これにより子育て世帯の呼び込みを図り、二つには高齢者のモビリティ、移動の利便性の向上、それとか食事の宅配のサービスの更なる充実を行う。また、三つには、住宅のリフォームの講座とか改修費の補助制度、この活用により住宅のリノベーションも進めていきたいと考えている。



昨年、こういった取組を含め、明舞団地の成果を生かし、住民主体の再生の進め方や具体の取組方策を盛り込んだニュータウン再生ガイドラインを策定した。

これを活用し、県下各地のニュータウンで出前講座や専門家の派遣、こういった取組を実施した結果、川西市を含め、五つの市の九つの団地で再生の協議会が設立された。

また、三木市の緑が丘地区では、これも民間主導で団地の運営拠点を開設し、空き家等を活用した交流広場、子育て世帯からお年寄りまで誰もが困り事の相談や談話ができる、こういった施設を2カ所で整備される予定となっている。

また、三田市では、高齢者の住替えを支援する事業、これが事業化されるといった成果も出始めているところである。

もとより、ニュータウンの再生、これはその地に住まれる住民の皆様方が主体的に将来像を描いて、それを実現していく息の長い取組が必要である。そのために、県として今後とも再生ガイドラインに加え、明舞や三木の事例もPRし、地域の方々に市町とともに働きかけていきたい、このように考えているので、よろしく願います。

#### 【しの木和良】

ぜひ、県内各地のニュータウンがオールド化しているところについて、そういう支援をお願いしたいと思う。

本当は、ちょっと再質問をしたかったが、再質問をしている時間がないので要望だけさせていただきたいと思うが、いわゆる、オールドニュータウンになってきたところの再生とは、どういうところを目指されているのかということをもう少しはっきりと明確にさせていただけたらと思うところである。

例えば、一番再生にとって効果的なことというのは、ここに平成28年度にされた高齢期に適した住宅への住替えと若年世帯の呼び込みのための仕組みづくりと。私の知り合いの不動産業者の方にお聞きしたが、いろんな空き家が出ていても若者がそこに入っていない。それは、新しい住宅を建てておられるのは何でだということをお聞きしたが、それは考えてみると、高齢者がおられるところに若い方々がそこに入り込んで住むというのは、日常の付き合いから考えたら、あり得ない話やと。若い人は、若い人が集まっているところに住むんだ。だから、空き家があっても若い人向けの住宅をたくさん造るんだということを言われていたので、そういう意味で、こういう施策、若者世代を呼び込むための仕組みづくりというのは、どういうことを考えておられるのかということをお聞きしたが、そういうこ

とを明らかにしていただけるように要望だけしておき、次に移らせていただく。

8) 次に、**インクルーシブ教育システムの推進**について伺います。

共生社会の形成に向けて、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに学び合えるインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。

インクルーシブ教育システムでは、ともに学ぶ場とともに、個別の教育的ニーズが必要な児童生徒に対して、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められる。そのためには、小中学校での通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場が用意されなければならない。

兵庫県では、特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習を推進してきている。また、高等学校の学舎内に特別支援学校高等部の分教室を配置して共同学習を行ったり、阪神昆陽特別支援学校を多部制単位制高等学校と同一敷地内に設置するなど、他府県に先駆けて、ともに学ぶ教育や多様な学びの場を設けている。加えて、平成 28 年の障害者差別解消法の施行により、障害のある者に対する合理的配慮が求められることとなった。

平成 30 年度からは、高等学校における通級による指導が導入され、新たに連続性のある多様な学びの場が用意される予定であり、合理的配慮を含めた指導・支援の情報が進学先の高等学校に引き継がれていくことが重要になると考える。

県では、平成 27 年度から、小野市をモデル地区に指定し、中学・高等学校間の支援の引継ぎの研究を行っている。そこでは、支援を要する児童生徒に対して、一貫した継続的な指導を行う仕組みの構築と指導・支援内容の校種間での円滑な引継ぎの研究を行ってきた。

さらに、小野市での研究成果を生かし、平成 29 年度の高等学校入学者選抜において、第 3 学区の全ての市町立中学校と県立高等学校での引継ぎの試行が行われたと聞いている。

そこで、県として、このような取組における成果と課題について、今後、どのように県の施策に反映させていくのか、当局のご所見をお伺いする。

### 【教育長（高井芳朗）】

県では、平成 27 年度に、ご紹介いただいたように、小野市をモデル地区として指定し、児童生徒の支援の内容を適切に進学先の学校に引継ぐための手法や時期等に関する調査研究を進めてきた。

この小野市の取組からは、一つには、引継ぎの時期や手法を定めたガイドラインの作成とともに、中学校で行っていた支援の内容を記した公的な書類があるが、それに加え、サポートに際しての留意点などを詳しく記載する統一様式による引継ぎが有効であるということ、それから、引継ぎに当たってはどうしても保護者の同意なしにはできないので、保護者の同意を得る上で、引継ぎの意義とか校区、理解していただくための丁寧な働き掛けが必要であることが明らかになってきた。

そこで、28 年度末には、東播磨地域の全ての中学校と県立高校において、ここで研究開発したガイドラインに基づく引継ぎを試行したところ、高校学校の側からは、3 月の県立学校の合格発表後、できれば 1 週間以内ぐらいに引き継ぐようにしたが、早い段階で引継ぎが得られ 4 月初めのクラス編成の際に、発達障害のあるような児童への配慮ができるということ、それから入学当初から合理的な配慮の提供の支援ができるといったことで、基本的には歓迎する報告があった。

ただ、その一方で、入学者選抜に悪い影響があるのではないかということ懸念される保護者、あるいは障害の存在をそもそも知られたくないという思いから、引継ぎに際して同意をしないという保護者も結構いらっしゃるということから、実施が約 8 割の中学校に留まってしまった。

さらに、資料準備が間に合わなかったといったことから、引継ぎはしたが、口頭での簡単な引継ぎしか実施できなかったというケースがあるなどの課題も見られたところである。

このため、今年 11 月に、中学校、高校学校の各校で特別支援教育の中核となっていた教員——特別支援教育コーディネーターと呼んでいるが、これを対象とした研修会を開催し、小野市での保護者の理解を得るための相談会の取組の実際の事例などを紹介し、引継ぎの意義理解と具体的な進め方の周知を図っていく。

加えて、どの学校でも活用できる引継ぎシートの様式とガイドラインを示し、平成 30 年度の高等学校進学から、引継ぎの仕組みを全県に普及を図っていきたいと考えている。

【しの木和良】

ありがとうございます。

高等学校への通級の学級ができるということもあり、今、本当に障害のある方、時々本会議でも質問させていただくが、就学率が非常に少ないということもあり、高等学校でその個に応じたさまざまな指導支援がなされることにより、また、少し就学率も伸びていくのではないか、また一般企業への就業率というのも増えていくのではないかと期待をしているところである。

先ほど教育長がおっしゃった、デメリットが少しあると、ほかのいわゆる障害のない生徒の親御さんであるとか、また障害のある子の親御さんでも世間に知られたくないということもあり、拒否されている方もあるということであるので、平成 30 年度から全県にこれを普及させるということであるので、早く全県に普及していただいて、そういうことを心配しなくてもいいんだということが言えるような状態をできるだけ早く作っていただきたいと思う。よろしく願います。

9) それでは、最後の質問になる。

**LED式信号灯器の設置促進**についてである。

全国で、LED式信号灯器の設置が進んでいる。1位の東京都の97.1%をはじめとして、6割以上設置されている都道府県は、12都府県となっている。全国平均でも、52.5%という状況である。

LED式信号灯器は、消費電力が電球式信号灯器に比べ6分の1程度となる。また、電球式が2年に1回の電球交換が必要なのに比較して、兵庫県内のLED式信号灯器は、一番古いもので20年近く交換せずに済んでいるとのことであり、電球交換費用の削減も期待できる。仮に、県内全ての信号灯器をLED化した場合、初期投資には相応の経費が必要にはなるが、現在、年間7,000万円程度掛かっている電球交換費用の削減にもつながるといふ推計が可能である。

また、通行する側から見れば、灯器が切れてしまうことがなく、朝日や夕日などの光源が入っても電球式のように反射による疑似発光をすることがないことから、極めて高い安全性が確保される。

このように、維持管理コストの削減効果が期待されるとともに、交通の安全にも高い効果

を發揮するLED式信号灯器であるが、兵庫県では、わずか31.9%しか設置されていない。全国ワースト4位という状況である。

本県における平成28年度のLED化の整備については、466台を整備しているが、同年度のLED化の全国平均伸び率を見てみると、3.7%である一方、本県は1.1%の伸び率に留まり、さらに、平成29年度にあつては、約0.2%の伸び率になる見込みと聞いている。仮に、今後、平成28年度の伸び率である1.1%の水準でLED化していくとしても、平成28年度末の全国平均52.5%を達成するだけで、20年以上かかることになる。

本年3月、県警察が策定された「交通安全施設管理計画」では、老朽化対策としての交通安全施設の更新計画は立てられているが、LED式信号灯器への転換方針については明確には言及されていない。しかし、節電による温室効果ガス排出抑制や維持管理コストの削減に寄与するとともに、県民の交通安全上の効果も目に見えて上がり、さらには、他府県と比較して導入が遅れていることを勘案すると、本県としても積極的にLED化を促進することが重要と考える。そこで、LED式信号灯器への転換について、当局のご所見をお伺いする。

**【警察本部長（西川直哉）】**

委員からご指摘いただいたとおり、LED式信号灯器は、電球式のものに比較して、視認性が良い、安全性に優れている、さらには電球を頻繁に交換する必要がない、消費電力が少ないなど、維持管理費の抑制が期待される。また、環境対策としても高い効果を發揮するものである。

耐用年数の長さというのも大きな特徴であり、本県では、平成10年からLED式信号灯器の整備を始めているが、それ以降、落雷、あるいは交通事故で信号機そのものがやられてしまったという事例を除き、故障した事例は1件もない。

このように、LED式の灯器を整備することには大変多くのメリットがあるが、本県のLED化率は、ご紹介いただいたように31.9%であり、全国平均はご紹介いただいたが、近隣、例えば大阪府が61.9%、和歌山県が73.3%であるので、近隣府県のLED化率とも大きな乖離があるところである。

このため、県警としては、LED化率の低さを大きな課題として捉えており、平成20年度以降の信号機新設箇所には全てLED式の信号灯器を整備している。また、信号機器の更新等の際にも、順次、灯器をLED化するなど、整備に努めているところである。

これまでは、交通量が多い交差点や東西に走る国道2号・43号をはじめとする主要な幹線道路からLED化を進めてきたところであるが、今後も、引き続きこうした箇所への整備を進めるが、さらに高齢者等が日常利用する施設の周辺、あるいは通学路等、地域の方々からの要望を踏まえながら整備していきたいと考えている。

交通安全施設全体については、信号機や標識等の老朽化対策というのも、これまた喫緊の課題ではあるが、これとのバランスを考慮しながら、LED式のさまざまなメリットに着目した上で整備計画を策定し、LED化率の向上に努めていきたいと考えている。

**【しの木和良】**

ありがとうございます。

議員それぞれから信号機の設置要望等がいろいろあると思うが、それもなかなか付かない状況の中で、このLED式に全部替えていくというのは、非常に財源的にも難しい話かとは思いますが、しかしながら、削減効果や、また温室効果ガスの縮減、それから交通安全ということから考えると、どうしても早急に整備をしていくべきものだと。これは財政当局の方をお願いをするべきことになのかも分からないが、私の地元でも、みつなかホールというところの前に信号があるが、ちょうど西日がまともに当たるところで、そのLED化を要望していたが、2年ぐらいたって整備をされるという状況であり、できるだけLED化を進め交通安全の向上を高めていただきたい。県警当局の方においても、交通安全管理計画の中にLED化を、財政当局とも調整をされ明確に位置付けて計画をしっかりと立てていただくようにお願いを申し上げ、質問とさせていただきます。

ありがとうございました。